

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 理事・監事・評議員選任規程

制 定 平成 5年 4月 1日  
最新改正 令和 6年 3月 26日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第6条、第7条及び第18条及び第19条に規定する理事・監事及び評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の選任)

第2条 定款第18条第1項第1号に規定する理事は、区分部会別に次の数を上限とし、選任する。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 地域福祉関係団体部会 | 6名 |
| (2) 当事者団体部会    | 1名 |
| (3) 専門機関部会     | 3名 |
| (4) 学識経験者部会    | 1名 |

2 理事の選任は、各部会より推薦された者を選任候補者として、評議員会の決議によって選任する。

3 第2項の規定にかかわらず、部会内に分科会が設置されている場合において、分科会より推薦された者を評議員会の議決に諮る選任候補者とすることができる。

(監事の選任)

第3条 定款第18条第1項第2号に規定する監事は、次の各号に該当する者の中から、監事の過半数の同意を得て、理事会において候補者を選定し、評議員会の決議によって選任する。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 社会福祉事業について識見を有する者 | 2名 |
| (2) 財務管理について識見を有する者   | 1名 |

(評議員の選任)

第4条 定款第6条第1項に規定する評議員は、区分部会別に次の数を上限とし、選任する。

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 地域福祉関係団体部会 | 10名 |
| (2) 当事者団体部会    | 2名  |
| (3) 専門機関部会     | 9名  |
| (4) 学識経験者部会    | 2名  |

2 評議員の選任は、各区分部会より推薦された者を選任候補者とし、理事会による定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会への推薦を経て、評議員選任・解任委員会の決議によって選任する。

3 第2項の規定にかかわらず、部会内に分科会が設置されている場合において、分科会より推薦された者を選任候補者としてすることができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5年 4月 1日より施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成19年 5月29日より施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成29年 2月24日〔定款変更が認可された日〕から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、令和 5年 8月17日〔定款変更が認可された日〕から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、令和 6年 3月26日から施行する。